

## 廃止対象原子炉周辺地域の振興に関する特別措置法案骨子案

### 一 目的

廃止対象原子炉周辺地域の総合的かつ広域的な振興を図るために必要な措置を講ずること等により、発電用原子炉の廃止の円滑化に寄与すること。

### 二 定義

「廃止対象原子炉周辺地域」とは、原子炉規制法の規定により廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉が設置されている地点が属する地域であって自然的経済的社会的条件からみて一体として振興を図ることが相当と認められるものをいうこと。

### 三 基本方針

- 1 内閣総理大臣は、廃止対象原子炉周辺地域の総合的かつ広域的な振興を図るため、廃止対象原子炉周辺地域の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針は、①廃止対象原子炉周辺地域の振興に関する基本的な事項、②廃止対象原子炉周辺地域の設定に関する事項等につき、四1の振興計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 3 関係道府県は、基本方針に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができること。

### 四 振興計画

- 1 道府県知事は、基本方針に基づき、当該道府県内の区域内について、廃止対象原子炉周辺地域の総合的かつ広域的な振興を図るための計画（以下「振興計画」という。）を作成することができる。
- 2 振興計画には、①廃止対象原子炉周辺地域の振興に関する目標、②廃止対象原子炉周辺地域の区域、③公共用施設の整備に関する事項、④住民の生活の利便性の向上及び再生可能エネルギー関連産業その他の産業の振興に寄与する事業に関する事項、⑤企業立地の促進に関する事項等について定めるものとする。
- 3 道府県知事は、振興計画を作成しようとするときは、関係市町村の長等に協議しなければならないこと。この場合において、5により地域協議会を組織している道府県にあっては、当該地域協議会の意見を聴かなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、振興計画が適当なものであると認められるときは、協議

により、これに同意するものとする。

- 5 道府県は、振興計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、当該道府県、関係市町村等をもって構成する地域協議会を組織することができること。

## 五 交付金の交付

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に對し、四四の同意に係る振興計画（六において「同意振興計画」という。）に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができること。

## 六 課税の特例

同意振興計画に定められた一定の事業を実施する法人であつて同意振興計画に係る同意の日以後に設立されたもののうち地方公共団体が指定するもの所得については、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする等課税の特例に関する所要の規定を設けること。

## 七 職業転換給付金の支給等

国及び地方公共団体は、廃止対象原子炉周辺地域の住民等が振興計画で定めるところに従い立地が促進される企業等に円滑に就業することを促進するため、職業訓練（作業環境に適応させる訓練を含む。）の実施、職業転換給付金の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

## 八 その他

財政上及び金融上の措置、地方債についての配慮等所要の規定を設けること。

## 九 電源開発促進税法等の一部改正

電源開発促進税の課税の目的として、廃止対象原子炉周辺地域の振興を図ることを追加すること等関係法律について所要の規定の整備を行うこと。